

高一族と室町幕府

森, 茂暁

<https://doi.org/10.15017/2341006>

出版情報 : 史淵. 113, pp.1-31, 1976-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

高一族と室町幕府

森
茂
暁

目次

- 一 はじめに
- 二 高師直とその一族
 - (イ) 建武政権下の高氏
 - (ロ) 高師直の執事就任
 - (ハ) 高師直の動向
 - (ニ) 高師泰の動向
 - (ホ) 高師冬の動向
 - (ヘ) 高氏の滅亡
 - (ト) 高師直と武家評定
- 三 高一族と室町幕府
- 四 おわりに

一、はじめに

室町幕府の成立過程を幕府官制の側面から論ずる場合、幕府の政治機構の中心的存在をなした執事―管領制度史か

高一族と室町幕府（森）

ら迫るのも有効な方法である。この制度は室町幕府將軍権力伸長の挺子的作用を果した。執事（その後身とみなされる管領）は將軍に対し最も直接的に仕える点にその職制的特質がある。本稿は足利氏の家宰として出発した執事高師直とその一門が幕府の成立に如何なる役割を果したのかを明らかにすることによって、幕府成立の過程を跡付けようとするものである。一口に執事—管領制度史といっても相当の時間的経緯を含むのであるが、当面問題とする師直の時期に焦点をあてた専論は皆無といつてよい。¹⁾

私は先に將軍権力の推移を足利尊氏・義詮の時期に限って述べた。²⁾本稿は官制の面からこれに照応されるものである。

高師直といえば、『太平記』において伝統的權威を無視する急進的かつ悪逆・非道の間人像として描かれている。しかし、現存の発給文書に徴する限り、必ずしもかかる性格を裏付けることはできない。師直に関する一般的認識はやもすれば、かかる太平記的理解に基づいている。師直を当時の正確な史料に拠って再検討する必要がある。ここにもある。

二、高師直とその一族

高氏は高階家の出身で、鎌倉期より足利氏の根本被官となり、代々その家宰であった。父師重は右衛門尉を称し、貞氏・尊氏父子の執権・御内侍所引付頭人を経た人物で、師直はその跡を継いだ（『高階系図』³⁾）。高師直の政治活動はかかる段階から始まる。鎌倉幕府の滅亡、建武政権の成立・崩壊を経て、足利氏は室町幕府を開創する。師直をとりまく政治的状況は短期間のうちにめまぐるしく変転し、又執事そのものの性格もそれに相応しながら形成されてゆく。おおまかに言つて、高氏一族の活動は観応擾乱までに限られる。

(イ) 建武政権下の高氏

建武政権下の高氏の動向に一言する。この期における関係史料は極めて少ない。次項に掲げる若干の師直発給文書の外、断片的史料に拠るしかない。師直については、建武元年八月改組の八番制雑訴決断所結番交名の中に三番職員として、又『延宝(4) 梅松論』に「窪所と號して土佐守兼光・大田大夫判官親光・富部大舍人頭・参河守師直等を衆中とし」たという個所にその名がみえる位のもので、師泰にしても、改組前の四番制雑訴決断所結番交名（「比志島文書」）の四番職員としての所見のみである。足利尊氏が建武政権の行政機構の中枢から排除されていた事情に鑑みると、佐藤進一氏の指摘の様に、高氏は足利氏の縁者上杉道勲とともに主家の利害を建武政権内に体现する尊氏の代官的性格を持ったとみるべきであろう。(5)

(ロ) 高師直の執事就任

まず師直の執事就任の時期を確定することから始めよう。「執事補任次第」に、

右衛門尉師直名道忍 建武三年補任。至觀応二年十六个年。号真如寺。
高武藏守師直

とみえるから、月日は不明ながらも、建武三年には執事に補任されたと思われる。『大日本史料』の編者は「是ヨリ先、尊氏、師直ヲシテ既ニ執事ノ職務ヲ管掌セシムト雖ドモ、(中略)是ニ至リテ、更ニ之ヲ任命セシナランカ」と註記している。(8)一方現存の発給文書からみよう。執事就任の的確な徴証をみいだすのは困難であるが、「依仰執達如件」なる定型の奉書々止文言をもってするならば、それはすでに建武三年正月二三日付のものにみえている（「宝積寺文書」）。

以後、同形式の奉書が頻出することから考えて、師直の將軍家執事就任は一応建武三年正月とみてよからう。

この時点以前の師直の直接発給文書は管見の限り次のとおりである。

- ① 元弘三 十月十二日 卷数請取写⁽⁹⁾
- ② 建武元年三月四日 安堵書下⁽¹⁰⁾
- ③ 建武二年五月七日 奉書⁽¹¹⁾
- ④ 建武二年六月三日 感状⁽¹²⁾
- ⑤ 建武二年十二月二十六日 書下⁽¹³⁾

室町幕府の施政方針と行政機構が確定した建武三年をもつて室町幕府成立の時期とみる説は現在有力であり、それなりの説得力をもっている。⁽¹⁴⁾この説に従うならば前掲五通の文書は師直が將軍家の執事になる以前のものとみられる。又、他の諸機関に先がけた執事職の設置は幕府開創期の官制史上特筆してよい。①は祇園助法眼の卷数を贈れるを謝したものの、②は日向国々富庄内那賀郷公文職を那賀盛連に安堵せしめたもの、③は建武元年二月九日、足利尊氏によつて松尾月読社に寄進された門司関内田三町・畠一町を給主等が打渡さないの、門司関政所知行分の田二町・庶子等分の田一町を分配するという条件で下地の打渡を命じたもの、④は安保肥前権守の四条河原における軍忠を褒したものの、⑤は近江敏満寺に禁制を授けたものである。これらの文書を通して窺われることは、(イ)師直がかかわりをもつた所領関係事項の対象地である日向国々富庄・豊前国門司関はいずれも尊氏の建武拝領の恩賞地に属することから、師直の立場があくまでも足利氏の家宰としてであったこと、(ロ)②④⑤から推して、その主家への家産的服属関係は直状発給を許す性格のものであったこと、以上である。

足利尊氏は鎌倉幕府滅亡直後の元弘三年六月一二日、左兵衛督に任ぜられ、同年八月五日、武藏守を兼ねた。⁽¹⁷⁾一方師直は建武元年中に三河権守に任ぜられ、⁽¹⁸⁾建武二年五月七日、同年六月三日の間に武藏権守に移つた。⁽¹⁹⁾

この時期の足利方武將の中で師直がどの程度の地位にいたかを測る好史料がある。建武元年九月二七日のものにかゝる「足利尊氏行幸供奉隨兵次第写」⁽²⁰⁾である。本文書は尊氏の賀茂社行幸の際の隨兵の參詣注文であるが、三河前司師直の行列順位から窺われる地位は決して高いとは言えない⁽²¹⁾。そうすれば、三河權守から武藏權守への官途の移行が師直の權限強化・地位向上を伴ったことは想像に難くない。

武藏守の伝統的權威は南北朝期にあつても嚴存したであらう。尊氏が武藏守を、執事師直がその權官を称した裏には、他に類例をみない家産的服屬關係が内在していたとみるべきである。主家足利氏が幕府を開創するに伴い、執事自体の性格も推移する。室町幕府の執事は足利氏のその擬制的側面を強く持ち、執事そのものの權限強化と主家への家産的服屬關係強化が同時に図られたと思われる。従つて、將軍權力に依存する形で外に對し權勢をふるう余地は十分にあつた。

師直は建武五年に入つて早い時期に武藏守に任官する⁽²²⁾。このことは師直の幕政に占める地位の更なる上昇を意味するであらう。

(イ) 高師直の動向

建武三年正月に將軍家執事の実質を備えた高師直の政治的動向を考えたい。これ以降、觀応二年二月の高一族滅亡までに限り、現段階において収集した師直關係文書を整理すれば、將軍家御教書一四二通、軍忠狀・著到狀証判二六通、書下三通、書狀一〇通、幕府下知狀三通、禁制・下文各一通、總計一八六通を得る。

このうち將軍家御教書のみは全期間を通じて発給されているが、他は時期的なばらつきがみられる。將軍家御教書の内訳は、施行狀七四通、引付頭人奉書一九通、所領關係以外の奉書四九通である。將軍の下文・寄進狀を宛所へ取り次いだ執事施行狀が大きな割合を占めている点、將軍の所領宛行權・預置權にかかわつた奉書を發している点は注

意すべき事実である。

引付頭人奉書の存在は師直の引付頭人在職の挙証である。佐藤進一氏は建武三年―観応二年における引付頭人の一覽表を掲示されたが、これによれば、師直の在職期間は建武三年―同四年、康永三年―貞和四年である。言わば、幕府の実質的な成立の時期と、直義排除の準備期間とでもいふべき時期を中心に在職している。

この様に執事は引付頭人の機能をあわせもつ職制であるから、同時期の引付方にふれておく必要がある。佐藤氏は引付方の成立を建武三年と推定された。⁽²⁴⁾ 頭人の出身階層は足利一門及び被官、足利一門以外の有力守護である。

先に佐藤氏は鎌倉幕府の訴訟制度研究の中で引付方にふれ、引付制度の支持者が御家人階級であった事を指摘されたのであるが、これは卓見である。室町幕府にあつても同様であつただろう。即ち、在地武士層は自らの直接服属関係にある守護を引付頭人として幕政、とりわけ利害の激しく対立する所務相論処理の担当者へと送り出すことにより、その所領拡大の意図を反映させることが可能であつたからである。従つて將軍と武士層との力関係は所務相論における將軍専断と引付機能との拮抗に置きかえられよう。その意味で引付方の縮小・廃絶は將軍独裁権の強化と表裏していた。佐藤氏は観応二年までの直義執政期間に引付方の編成替えが、(イ)康永三年 (ロ)貞和五年 (ハ)観応二年の三度にわたつて行われたことを指摘された。⁽²⁵⁾ 所論をたどると、五番制から出発、(イ)の時点で五番制を編成替えし、同時に三方制内談を併設した。(ロ)の時点で三方制内談が廃止され、五番制引付が復権し、又(ハ)の時点で以降頭人の顔ぶれが一変することから、そこに三度目の編成替えを認められた。従つてここまでは五番制が存続している。

その後、佐藤氏は観応二年六月を界として引付頭人奉書が全く消え、義詮の御判御教書がこれにかわることに、同年一〇月の申状の「此間不置設管領、自賦被遣奉行条違例」という史料所見（「東大寺文書」）をあげて、引付方廃止を論断された。そして「園太曆」文和元年五月一日条にみえる「自今日歟武家執行雜務引付、高駿河入道・大高伊豫前守重成、為兩頭人行之云々」という記事をあげて、引付方復活の挙証とされたのである。⁽²⁷⁾

足利直義の率いる幕府の民事裁判機構に、執事師直は引付方頭人として参画することによって直義の「統治権の支配権」を將軍尊氏につなぎとめ、幕府内部の分裂を抑止し、ひいては將軍権力へと収束させる政治的位置にいたと思われる。

所務沙汰関係以外に師直が將軍の仰を奉ずる形でかわりを持ちえた事項は多岐に亘る。建武三年正月二三日、山城国大山崎宝積寺内において、軍勢・甲乙人が狼籍を働くことを禁じたし（「宝積寺文書」）、西下した足利軍の再上洛のために同年三月一二日、祢寝清成に対し大隅国津々浦々の兵船の調達を命じた（「新編祢寝正統系図二」）。又同年卯月三日、肥後国阿蘇社大宮司補任を前にして、阿蘇大宮司太郎入道に子孫の中から挙申させ（「阿蘇文書」）、同四年九月一〇日、宗像大宮司氏範に対し、同社造宮の日時勘文を遣わし精誠を致さしめた（「宗像文書」）。列挙するに違ないが、この他に大嘗会米・関所・神馬献納・役夫工米停止・讓位用途催促等々に亘って幅広い政務にかかわっている。多様の奉書発給は、後任執事仁木頼章・細川清氏らの場合と相違する点である。これは何故か。結論的に言えば、足利一門を中心とする室町幕府政治機構が制度的・機能的確立を遂げる以前にあつては、足利氏の家宰たる執事の本源的な性格が払拭されず、その故に私的な形で將軍権力にかかわりを持つ部分が大きかつたためであらう。

佐藤氏は師直が貞和二年正月以前から觀応二年二月までの間、武藏国守護であつたことを指摘されている。書下⁽²⁸⁾一通、下文一通はその徴証である。

この期の幕府が鎌倉幕府的色彩を濃く持つてゐることは、尊氏、降つては師直が北条得宗家ばりの武藏守の官途に執着し、師直に至つては関東下知状と酷似した文書形式をとる幕府下知状を発給している点にもみられる。⁽³²⁾

師直の動向のうち、今一つ注目すべきはその軍事的側面である。尊氏・直義の二頭政治体制下、建武三年一〇、一月頃より幕政の中心は直義に移り、軍事指揮権も実質的には直義に委ねられたことが羽下徳彦氏によつて指摘された。⁽³²⁾しかし、直義は多くの軍勢催促状・感状を發して自らの軍事指揮権を發動するが、觀応擾乱の勃發までに限れば、

将士の著到状・軍忠状に対する直義の証判の实例を寡聞にして知ら⁽³³⁾ない。現存文書に拠る限り、元弘三年より見られる尊氏の証判は建武三年に至って消滅し、代つて高師直・師泰・師冬の証判が散見する。従つて軍功認定権は尊氏から師直らに委任されたのである。つまり直義が掌握したかにみえる軍事指揮権は勲功地宛行を尊氏に、そして軍功認定を師直らに抑えられることによつて独自の権限として完結しえなかつたのである。言いかえれば、こうして幕府のいわゆる二頭政治は將軍尊氏中心に運営され、体制を維持できたといえる。このことについては先稿で若干ふれたところがある。⁽³⁴⁾

次に当時の諸記録に散見する師直の軍事行動についてみよう。佐藤氏は幕府の兵力が將軍直轄軍団と地方軍団とによつて編成されること、足利氏所縁の地域の軍団は准直轄軍となり、これらを一体的に將軍の直轄軍団長師直が統括し、幕府の軍事力を形成したことを指摘された。⁽³⁵⁾師直の軍事行動の特徴はほとんどの場合といつていいほど將軍（或いは後継者義詮）と共にする点である。又尊氏の寺社参詣に扈從した例も隨所にみえる。執事が將軍の親衛隊長たる所以である。

幕府の軍事力を実体的に測る指標のひとつは動員可能な軍勢数である。北朝公家の記録に拠らざるを得ないが、軍勢数を記した個所をいくつかあげる。（傍線筆者）

① 『園太暦』觀応元年七月二十八日条

今朝聞、左馬頭義詮朝臣・武藏守師直等発向、其勢四五百騎云々、去夜丑刻出門、可宿江州云々（下略）

② 『同』同年八月二十日条

後聞、義詮朝臣・師直等戊刻京著、直向將軍亭、不及院參、義詮朝臣赤地錦鎧直垂、不帶申胄、師直褐鎧直垂、不帶弓矢、其勢一二百騎歟、昨今連々上洛云々、

③ 『同』同年十月二十八日条

伝聞、今晚卯刻將軍進發、主人小具足、帶弓箭、武藏守師直以下帶甲冑相從、其勢四五百騎歟云々（下略）

④ 『同』觀応二年二月八日条

伝聞、東国軍勢數千騎上洛、是上樞民部大輔憲顯舍弟引率云々

⑤ 『同』延文四年十二月二十日条

伝聞、今晚寅刻出門、將軍帶甲冑弓箭、其勢二千騎許也、（下略）

⑥ 『同』同年十二月二十六日条

今日仁木左京大夫義長發向南方、其勢一族以下五百騎許云々

⑦ 『師守記』貞治三年八月二十五日条

山名伊豆前司自美作国上洛、武家一族也、（中略）豆州依雜熱事、乘張與密々入京云々、五百騎許有之云々

もとより公家の伝聞であるから、正確さを期しがたいが、おおよその動員軍勢数は把握可能である。個々の史料の歴史背景はすべて割愛するが、①が濃州凶徒退治出發時のもの、②が京都帰還時のものであることだけを付言する。

①③⑤は幕府の動員兵力、④⑥⑦は足利一門、乃至外様有力守護の動員兵力を示す。このうち④は東国の数個国の軍勢数とみなくてはなるまい。これらから、足利一門の守護（外様有力守護をも含めて）の動員可能な軍勢数は五百騎あまりであること、幕府による徵発の場合、尊氏期にあつては足利一門の場合とたいした相違がないが、義詮期では数倍に膨脹していること、を知りうる。將軍権力の強化が直轄軍の増大と地方守護に対する徵發権強化を伴ったことによるものである。②は合戦終了後の帰還軍勢数であるから、幕府軍の外延的部分を除いた、直轄軍の数とみていいのではあるまいか。師直の執事任期中に含まれるのは①④に限られる。師直の統轄に服した軍勢は以上からすれば、五百位のものであつたらう。おおまかなことしか言えないが、この五百の数の中に数個の地方守護の兵力が包含され

るとは考えがたく、同時期の幕府の兵力は將軍直轄軍が大部分を占めていたと思われる。更に一言付言するならば、③にみえる「主人」という言い方は、將軍尊氏に対する執事師直の立場をよく表現している。

(二) 高師泰の動向

高師泰は師直の弟である。⁽³⁶⁾官途は尾張権守で出現し、尾張守を經、⁽³⁷⁾まもなく越後守に転じ、⁽³⁸⁾觀応二年二月斬殺されるまで続く。『高階系図』には刑部丞の官途が付されている。又、佐藤氏は師泰が河内・和泉・尾張・越後の守護を歴任したことを指摘された。

師泰の發給文書を整理すると、著到状・軍忠状証判三三通、侍所職員としての連署奉書六通、奉書四通、書下一一通、書状三通、禁制一通、総計五八通を得る。

現存文書に拠る限り、師泰は侍所頭人としての軍功認定と、幕命の施行を中核とし、更に自らの守護任国外に対して直状を發している。

侍所頭人初任期は建武三年とされてきたが、⁽⁴¹⁾すでに建武二年末から在任している。⁽⁴²⁾建武二年一〇月—曆応二年、貞和五年にみられる総計三三通の証判は師泰の軍功認定者の側面を明示するものであるけれども、現存の証判例は建武三年にほとんどが集中している。このことは師泰の軍功認定権が尊氏の鎮西敗走から西国における勢力挽回の歴史過程を通じて形成されたことを示している。建武三年三月を機に消滅する將軍尊氏のこの権限は、かかる戦時状況にあつて師泰にも分掌されている。先述のとおり、兄師直も同様な証跡を残しているが、現存史料に徴する限り再上洛のため西国軍勢の組織化にむけて最も活動の跡をみせているのは師泰といふべきである。

尊氏の嫡子義詮の幕政参画は直義の権限を排除する形で進行し、所謂觀応擾乱を惹起する契機となつたが、⁽⁴³⁾擾乱の余波は九州にも及び複雑な政治状況を生む。長門探題として下向した足利直冬の権勢は貞和五年頃最高潮に達し、尊

氏の命を受けた師泰は観応元年六月二一日、直冬追討の院宣を奉じ、まず石見に向けて京を発する。⁽⁴⁴⁾「於鎮西猛勢」をふるう直冬討伐の軍旅は師泰にとって容易ではなかった。以降のいきさつはすべて省略するが、⁽⁴⁶⁾要するに師泰の軍事行動の特徴は幕府の軍勢大将たるにあると思われる。次に師泰が幕命を受けて発給した奉書は次のとおりである。

	年 月 日	宛 所	内 容	出 典
①	建武三・七・五	和田 茂実	和田茂実をして、速成就院を警固せしむ	三浦文書
②	暦応元・十二・四	多祢 清頼	多祢清頼に令し、目黒太郎左衛門とともに、出雲国大雲寺雑掌の同国三刀屋惣地頭職を押妨するを停め、諏方部扶重に渡付せしむ。	三刀屋文書
③	貞和四・十・二十七	淡輪 重継	兵糧料所として、淡輪重継に和泉南泉南郡御佃半分を預く。	淡輪文書
④	同	日根野時盛	兵糧料所として、日根野時盛に和泉国日根野村領家職半分を預く。	日根野文書

佐藤進一氏は師泰が康永三年中に引付頭人であったこと、⁽⁴⁷⁾貞和三年二月より同五年八月まで和泉国守護在任が推定されることを指摘された。⁽⁴⁸⁾前表の②は師泰の引付頭人在職の徴証とみなす方が妥当であろう。③④は半済令立法化以前であることから、和泉国守護師泰の將軍権力に近接した権限行使とみられ、又①は侍所頭人としての権限から派生したものともみられる。

続いて師泰の書下の事例も表示する。

	年月日	宛所	内 容	出 典
①	建武五・四・二	満願寺	摂津満願寺における武士・甲乙人の乱入狼藉を禁じ、違背の輩の交名を注進せしむ。	満願寺文書
②	暦応二・卯・二十	円光寺長老 宗暁禪師	尾張円光寺に、守護の綺を止めて同国菟園村を安堵せしむ。	妙興寺文書
③	暦応四・三・二十七	源清保	源清保に遠江国蒲御厨惣檢校職を安堵せしむ。	蒲神社文書
④	康永三・十一・二十一	(源清保)	遠江国蒲御厨檢校清保の歎申により、収公するところの檢校職内多母木六郎入道円心跡屋敷田畠を寄進す。	同 右
⑤	貞和二・十二・二十一	佐々布次郎 左衛門尉	備後国吉備津宮の供菜人の漁船に依り神輿を動かして嗷訴せんとするを聞きて、令してこれを止む。	浄土寺文書
⑥	貞和三・七・十七	丸山五郎左 衛門尉	遠江国蒲御厨檢校清保の訴により、丸山五郎左衛門尉に令して、座主入道の檢校職内田畠を押妨するを止め、これを清保に交付せしむ	蒲神社文書
⑦	貞和三・十一・晦	日根野盛治	幕府の命を奉じて、南軍を討たんとし、日根野盛治に令して和泉国槌丸城を警固せしむ	日根野文書
⑧	貞和四・正・九	日根野時盛	日根野時盛をして、和泉槌丸城を警固せしむ。	同 右
⑨	貞和五・三・二十二	剛琳寺衆徒	河内剛琳寺の祈禱卷数を贈りしに答う。	剛琳寺文書
⑩	貞和五・七・十	源清保	遠江国蒲御厨檢校清保に令して、同御厨高御倉の年貢を進済せしむ。	蒲神社文書
⑪	観応元・九・十二	大和藏人	大和藏人に令して、島津資久に長門国有光五郎左衛門の旧領を安堵せしめ、その請取状を進めしむ。	薩藩旧記

このうち、②⑦⑧⑨は師泰の守護任国における職権行使である。他は検討を要する。まず③④⑥⑩はいずれも伊勢内宮領遠江国蒲御厨に関するものである。つとに菊池武雄氏は同御厨の領有関係の変遷を論じ、師泰の有する所職を地頭職と指摘された。⁽⁴⁹⁾これらの書下に「可抽御祈禱之忠勤」の文言が付されている点、師泰の蒲檢校に対する巻数請取二通が残っていることからして、或いは蒲神社が師泰の祈禱所であったかもしれない。①⑤は侍所に関係した権限から派生したものであろう。①⑩は守護としての闕所地処分権に基づく給与行為とはみれず、幕府権力に依拠した師泰の広域支配権を窺わしめるものである。

師泰にも師直同様、急進的かつ悪逆・非法者のイメージが漂っている。師直・師泰の専横ぶりと、彼らの支持母体をなしたと言われる畿内の小領主層との結びつきをあげつらう時、よく引かれるのが、次に示す『園太暦』貞和四年二月五日条である。

天陰、今日掃部頭師香来、寮領河州大庭為兵粮料所、師泰濫妨之上、宛賜軍勢等云々、此事此間謳歌事也、然而非勅裁、非武家下知、只師泰成敗歟如何、^(中略)

「為兵粮料所（中略）宛賜軍勢等」う行為は觀応三年室町幕府によって立法化される半濟令以前の、新儀非法の一形態である。島田次郎氏の研究によれば、かかる兵粮料所設定は建武三年以来かなりの事例が掲出されている。前掲史料の場合、河州大庭莊を兵粮料所とした師泰の立場が、河内国守護としてか、或いは幕府要人としてかを弁別するのは困難であるが、おそらく幕府権力を背景とする河内国守護の立場からであったと思う。⁽⁵⁰⁾

室町幕府法を披見すれば、その前半部の大半を寺社本所領の保全に関する法令で占められている。その集中の期間が奇しくも足利直義の政道辞退までに限られていることから、その立法のへゲモニーは直義にあったと考えられる。

しかるに、尊氏が直義の没後すぐに半済令（新儀非法の制度化）を発したことから推せば、師泰のかかる行為は本源的には尊氏へつながるものであったといえよう。その意味で一見暴走の如き師泰の動向も將軍尊氏の政治的体質の中に包含されるとみるべきであろう。

（外）高師冬の動向

高師冬は高師行の子で師直の猶子となる。⁽⁵³⁾ 血縁的には師直の従兄弟にあたる。官途はまず暦応二年六月一日奉書の署判に参河守とみえ、貞和元年八月以前、播磨守に移る。⁽⁵⁴⁾ 佐藤氏は師冬の伊賀・武蔵両国守護在任の事実と期間を考証された。⁽⁵⁵⁾

師冬がたてこもった甲斐国須沢城陥落（観応二年正月一七日）⁽⁵⁶⁾ まで、師冬の関係文書を整理すると、著到状・軍忠状証判一五通、奉書一四通、書下一通、願文一通、書状四通、総計三五通を得る。

師冬の活動はおおづかみに言って、幕府の東国鎮撫の拠点 \parallel 鎌倉府における執務と、北畠親房の指揮する常陸南軍攻略の二つにわけられる。当然、舞台は東国に限定される。⁽⁵⁷⁾

師冬の第一次関東下向の時期について、渡辺世祐氏は『鎌倉大日記』に従い、暦応三年とされ、⁽⁵⁸⁾ 佐藤氏は暦応二年秋とされた。⁽⁵⁹⁾ 佐藤氏の指摘は典拠不明であるが、おそらく東国に関係した師泰発給文書の所見からの判断であろう。⁽⁶⁰⁾

関東における師冬の動向は鎌倉府の問題と密接な関係を持つ。つとに渡辺世祐氏は室町時代の歴史過程を通して、鎌倉府を制度史・政治史両面に亘って詳説した大著『関東足利時代之研究』を著わされた。まさに室町時代関東史研究の金字塔ともいうべきである。しかし、本書の一節で鎌倉府の有した権限にふれ、史料を博搜して各種の権限を抽出されているが、時間的推移、言い換えれば府そのものの展開過程を考慮に入れず、平面的に羅列したきらいがあった。

この点に留意し、南北朝期鎌倉府の地方政治権力としての特質を中央との関係の中で論じられたのが伊藤喜良氏であ

る。⁽⁶¹⁾以下、伊藤氏の研究成果を参考として、師冬の動向に視点をしぼりたい。

伊藤氏の指摘のうちで、師冬関係の部分を整理すると次のようになろう。

①師冬は鎌倉府前執事斯波家長の軍事指揮権を継承した。家長奉書にみえる「仰」の主体は、鎌倉府の幼主足利義詮である。

②鎌倉府前執事斯波家長に安堵権を認めるのは問題があり、少なくとも地頭御家人に対する安堵権は幕府が掌握していた。幕府にあつて関東十ヶ国についての安堵権の掌握者は足利直義である。

③鎌倉府執事は鎌倉府の裁許制度に一定の役割を果していた。

④鎌倉府執事は建武四年までは一人制、そして少なくとも暦応三年以後二人制となる。

⑤鎌倉府執事二人制は幕府の二頭政治の地方的反映であり、師冬は事務的に多く尊氏の権限に携わっていたであらう。

⑥鎌倉府執事の発給文書から抽出される鎌倉府の権限は軍事指揮権、所領預置を支柱とし、寺社興行権がこれにつぐ。

極めて厳密な考証に基づいた立論であり、あまり付加するものを持たないが、気付いた点は次のとおりである。

第一に、①で斯波家長奉書の「仰」の主体を義詮とされたのは、氏が挙げた伝奏某御教書の年次を関連文書の（暦応四年）四月二三日四条隆蔭書状案にかけて、同年のものとされたためと思われるが、家長の奉書の年次（最後のもので建武四年）の頃、どうであつたかが問題である。元徳二年生れの義詮は建武四年に七歳の幼少であること、管見の限り義詮直接発給文書の初見は貞和三年まで下ること、⁽⁶²⁾などからして、名目的な鎌倉府の主帥としてであればともかくも、建武四年段階での「仰」の主体が義詮であるとは想定しがたい。多分に幕府が意識されていると思われる。伊藤氏が推定された伝奏某御教書の年次＝暦応四年は、この頃をはじめて義詮に鎌倉府の主帥としての名実が備わりつ

つあったという意味において注目すべきであり、又このことは、師冬が暦応三年冬より常陸南軍攻略に発向「経廻瓜連」（常陸国）したことと無関係ではなからう。

仮に暦応四年までに限ると、暦応二年六月一日付から同三年八月二三日付まで一〇通の師冬奉書を見いだすが、幕府の二頭政治が総体としては一体的に運営されていた当時、いずれもその「仰」の主体は幕府（足利尊氏・同直義の政治的立場を含んだ形での）と考える。この間もう一方の執事上杉憲顕の奉書が少ないことも意味を持つ。いわば、師冬こそ幕府（その主宰者としての將軍）の意を体する執事であり、その故に、伊藤氏の指摘の如く尊氏の権限に携わるところが多かった。⑥の所領預置・軍事指揮権も師冬のかかる性格に由来するであらう。師冬の任務は義詮の成長とともに一応終わったと覚しい。

伊藤氏が斯波家長に安堵権を認めず、直義に求められた②のは正しいと思われる。しかし師冬については同一に論ずることはできない。この点を論じうる唯一の史料は暦応三年八月二日安保光阿光阿泰讓状である。本文書は安保光阿が惣領泰規・二男直実・三男彦三郎に対し別個の讓状を認め、四文書を連券になして安堵を請うたものであり、奥の余白に師冬の外題安堵が付されている。参考までに第一文書と外題の部分とを掲出する。

讓渡惣領中務丞泰規分事

- 一所 武藏国賀美郡安保郷事但庶子分有之
- 一所 同国児玉郡枝松名内宮内郷之事
- 一所 同国（陸奥）漆沢郡瀧瀬郷事
- 一所 児玉郡枝松名内長望郷事
- 一所 同国秩父郡横瀬郷之事

- 一所 同国崎^嶺西郡大井郷三分屯之事
 - 一所 出羽国海辺余郡内余部郷并惣太郷事
 - 一所 信濃国小泉庄内宝賀郷事但庶子分有之
 - 一所 播磨国佐土余部内西志方郷之事但庶子分有之
 - 一所 同国東志方郷事
 - 一所 備中国耶々(耶力)智村事
 - 一所 下総国豊田弥次郎入道跡事
- 右所々惣領中務丞泰規所讓与也、御公事以下并一族催促事、任先例可致其沙汰、若子孫等中仁背此讓状、或致遼乱煩、或構儀及上裁者、於彼輩跡者、泰規可申者也、仍讓状如件

曆応三年八月廿二日 光阿(花押)

.....(○中略).....

(貼紙)

高階從五位下播磨守高階師冬筆

(異筆)

「一見早、

曆応三年十一月廿四日

師冬(花押)

外題安堵の文言、署判の仕方は尊氏・直義の事例と比べて変則的である。同時期に直義の安堵権が関東に及んでい⁽⁶⁶⁾

るので、この師冬の外題安堵の効力をどの程度認めるか問題が残るところであるが、少なくとも中間的安堵権を師冬に認めることはできるであろう。しかも各国に散在する所領を一括した安堵行為は鎌倉府執事の職権によるものと思われる。しかし直義と師冬の安堵権の繋属関係については明らかでない。あえて臆測すれば、両者は究極的には対峙するものであったと思われる。

③以下については首肯できる。ただ着任の時期は師冬の方が憲頭より幾分早かったと覚しい。⁽⁶⁷⁾

その他、次の三つのことを指摘しておきたい。第一は師冬の上洛の時期である。師冬の常陸南軍攻略は康永二年一月の関・大宝両城の陥落をもって達成されたが、現存史料に徴する限り康永三年二月頃までは関東に滞在したらしい。ところが、康永四（貞和元）年八月二十九日、尊氏・直義の天龍寺参詣に随従し、又貞和四年一〇月一七日、撰津国池田庄内雑免以下所々事に関する書下を出していること⁽⁷⁰⁾から考えて、この時期には在京しているとみられる。三河守から播磨守への転任はこの在京中になされ、かつ南軍攻略の軍功に対するものであったと思われる。そして、観応元年正月三日、鎌倉府の新主足利基氏の執事として再び関東下向となる。⁽⁷¹⁾以降、師冬の直接史料に全く恵まれない。第二は、師冬が関東の政治状況に対してなげかけた波紋と、彼に期する寺社本所側の動きについてである。このことを金沢称名寺領信濃国大田庄内大倉郷をもとにして考えたい。舟越康寿氏は称名寺々領について成立・展開、性格等々に亘る全面的かつ詳細な研究『金沢称名寺々領の研究』⁽⁷²⁾を著わされた。

本書により、行論上必要事項を要約する。同寺領信濃国大田庄内大倉郷地頭職は北条実時の妻永忍の申請により、延慶三年正月二二日、鎌倉將軍家寄進状⁽⁷³⁾をもって称名寺に寄進された。その後、建武政権により一旦収公されたが、建武三年足利尊氏から収公寺領の返付を受け、⁽⁷⁴⁾同年足利直義からも安堵された。⁽⁷⁵⁾この様に幕府は大倉郷地頭職を寺家に安堵しつつも、又一方では建武五年正月、これを島津宗久に勲功賞として宛行⁽⁷⁶⁾った。ここに当地頭職をめぐる称名寺と島津氏との相論が始まる。寺家側の提訴により、同年一〇月、直義は前下文を撤回し、称名寺に安堵しなした

が、島津氏側は了承せず訴訟は連年に亘った。⁽⁷⁷⁾

寺社領庄園が在地領主によつて蚕食されるのは当時の一般的傾向であるから、別に異とするに足りないが、問題は鎌倉府執事高師冬がかかる状況に対し如何なる対応をしたかにある。次の二史料に注目したい。(A)は無年号前欠の真如書状、(B)は前後欠の湛睿書状、掲出部分は関係箇所である。(傍線筆者)

⁽¹⁾師冬

⁽²⁾称名寺

(A)高参州御在鎌倉之間、貴寺事も御意安存候、於京都随分寺訴自然之口入などの事、常申入候き、及数度候大藏郷

事も鳴津去状事を申候し程ニ、これは公方御奉書を一度も彼仁違背之時ハ、可申口入候、若今度渡や申候ハんずらんに、さきをくむて申事難義之由、被仰候て、不被出入口入状候、若此御教書も違背候ハ、三州へ此由京都雜掌僧先日申入事にて候、且信州ハ御分国にても候へハ、可有御成敗歟のよし、可有仰候哉 (○下略)

六月七日 真如(花押)

進上 称名寺侍者御中

(B)候歟如何、又関東可有管領沙汰十一国中に、信州其随一候、□□付其候者、此寺領之沙汰ハ、可為何様候哉、付

是非可案内之旨、相存候、又諸国之關所、定令競望之人候、仍此大藏をも指申人候歟、即去月□□六日以戒□房参

州方へ、触申京都御沙汰之趣候了⁽⁸⁰⁾

まず言えることは、師冬が参河守を称していることからみて、この文書は共に師冬の第一次関東下向(現存史料によれば暦応二年六月頃)以降、おそらく貞和元年八月以前のものであること、そして真如・湛睿は称名寺側として、同寺の所領回復に尽力していること、である。

師冬に即して言え、(A)において、師冬の在鎌倉が称名寺にとつて好意的に受けとられており(①)、大蔵郷地頭職を同寺に返付するという幕命(③)に今後、島津(宗久)が違背した場合には、京都雜掌を通して師冬に申し入れる(②・④)が、大蔵郷の属する信濃国は鎌倉府の分国であるから成敗があるであろう(⑤)こと、又(B)においては、信濃国は鎌倉府の分国の中で最もその權威が浸透する国である(⑥)から、幕府から安堵されたことを師冬に触れ申す(⑦)ことによつて、大蔵郷を關所地と称して競望する者から保護してもらおうとしていることが知られるであろう。すなわち、師冬は幕命を執行し、自己を擁護する存在として称名寺から受けとられていたのである。

第三は両執事の關係についてである。このことを知る上で次の史料は重要である。(傍線筆者)

御札委細拝見候畢

①

抑東庄上代郷内寺領事、鎌倉御教書給候畢、任被仰下之旨、可致其沙汰候之處、如此事、非參州御方御教書者、不

② (高師冬)

可致沙汰旨、先日被仰下之間、難遵行候、其間子細、僧可被申候歟、恐惶謹言、

八月廿三日

左衛門尉宗兼(花押)⁽⁸³⁾

下総国東庄内上代郷は、舟越康寿氏の研究に拠れば、二位大納言家を領家とし、千葉一族の東氏が根本領主であり、称名寺へ寄進された。更に東氏との下地中分の結果、寺の権利は表面上三分一地頭職(實質は領主兼地頭職)となつた。⁽⁸⁴⁾従つてこれが史料にみえる「寺領」の实体である。

当史料は鎌倉府から当寺領における東氏の濫妨を止め、称名寺に渡付する様に命じられた左衛門尉宗兼が高師冬の御教書に依らずしては下地の打渡しができないと訴えた請文である。文脈からすれば、②「被仰下」の主体は当然①を出した鎌倉府であり、又③に依らずには「不可致沙汰」と④「被仰下」たのは鎌倉府の上部機関＝幕府とみるべき

であろう。師冬が参河守を称した貞和元年八月以前において、鎌倉府の幼主義詮は御教書の宛所とはなりえても、かかる所務沙汰関係の御判御教書を発給するには早すぎるし、又①に對して③を「参州方」と特記していること、更に鎌倉府執事の発給文書は直接受取人に対して下達されることが多いという伊藤氏の指摘から推して、①はもう一方の執事上杉憲顕の奉書とみるべきであろう。とするならば、同じ執事であっても師冬の権限は憲顕を凌いだといえる。師冬にかかる権限を付与した幕府の張本人は尊氏であろう。このことは尊氏側から加えた直義派抑制策としての色彩が強く、その意味において観応擾乱の伏線とみることもできよう。

以上を要するに、観応擾乱の勃発以前においては、所領宛行権を堅持する將軍尊氏に率いられる幕府が分裂の危機をはらみながらも一体的に運営されている以上、鎌倉府の行政は將軍尊氏―鎌倉府執事師冬の線で進行したものである。師冬は鎌倉府を実質的に運営する立場にあり、かつ幕府の忠実な広域行政官であった。師冬の政治活動が室町幕府に對して持つ役割は、ここにあると考へる。

〔高氏の滅亡〕

高師直・師泰・師冬は以上個別に述べた様に尊氏の手足となり、將軍を中心とする室町幕府体制の基礎を固める。しかし、直義派の反撃を受け、摂津打出浜での敗戦、師冬の関東での敗北を経て、観応二年二月、上杉重能の子能憲によって武庫川辺鷺林寺前において一族等十余人が斬殺される。『園大曆』同二十七日条によれば、殺された者は次のとおりである。

師直	師泰
武藏守入道	越後守入道
師兼	師夏
高刑部	武藏五郎
師世	師幸
越後大夫将監	高備前
師忠	師忠
豊前五郎	高南遠江兵庫助

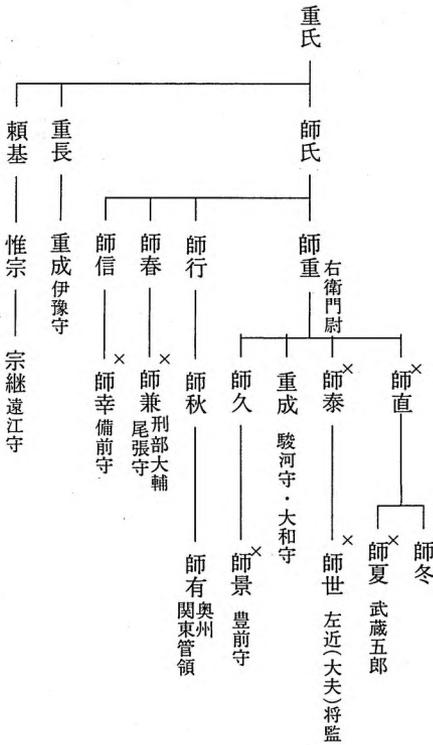
已上

高一族と室町幕府（森）

河津左衛門尉 鹿目左衛門尉 同平次兵衛尉 彦目
 此外文阿弥陀仏・正阿弥陀仏

ここに記された者のうち、師直以下八名が高一族、河津以下四名がその被官で、文阿弥・正阿弥は時衆であろう。
 高南遠江兵庫助が誰を指すか不明である。これら七名の高一族を系図の中で示す〔尊卑分脈〕・〔高階系図〕に拠る。
 (×印が殺された者)

〈高氏略系図〉



し、しかも師直の子師夏を除いて、殺された者すべてがひとかどの官職を得ている。このことは高氏の権力が将軍への奉公関係の結果として生まれたことを示唆している。高氏の所領支配を知りうる史料は極めて少なく、しかも所領は遠隔地に点在し、支配は浮動している。⁽⁸⁶⁾高氏の権力はあくまで將軍との人身的關係において築かれ、土地支配を通した経済的基盤を持ちえなかつた点にその特質があつたと思われる。

高氏の主流が潰滅したにもかかわらず、系図に示した重茂・重成・師有らは生きのびている。高重茂は鎌倉府執事・幕府引付頭人を歴任し、関係史料を残している。小侍所に任じた高重成は觀応擾乱以前から直義派に属していた形跡がある。高師有はのち関東管領・陸奥守に任じられる。しかし師直以後の高氏に往時の高氏におもかげはない。

(ト) 高師直と武家評定

執事師直の今一つの重要な職能は武家評定（以下評定と略す）の指揮である。幕府の最高議決機関である評定はすでに建武四年から史料所見がある。⁽⁸⁷⁾しかし、評定の参加者は評定始という一種儀式的色彩を持つ会合を通してしか包括的に検出できないし、史料的には当時の記録類によつて幾分補いうるが、多くを貞和五年以降の評定（始）の参加者をするした『御評定着座次第』⁽⁸⁸⁾に拠らざるをえない。師直の時期に限るとなると、評定の実態を知る史料は極めて少ない。

(A) 『御評定着座次第』貞和五年正月六日条

御座

武藏守師直

上杉弾正少弼朝定

長井大膳大夫広秀

佐渡判官入道々誉

高一族と室町幕府（森）

二階堂三河入道行誼

二階堂信濃入道行珍

宇都宮遠江入道蓮智 問注所美作守顕行

御荷用（省略）

(B)『園太曆』貞和五年八月廿五日条

伝聞、武家物念已後、今日行評定於三條坊門、（足利直義）左兵衛督行之、師直以下人数如例云々、

佐藤氏は評定が直義所管政務の最終決裁機関であり、直義の親臨指揮の下に行われたことを推定された。⁽⁸⁸⁾(A)の「御座」の人物は(B)の「左兵衛督」直義であろう。評定は主催者直義と師直を筆頭とする評定衆により構成され、又評定衆は執事・足利一門、外様・吏僚的武士（奉行人）から成ることが知られる。⁽⁸⁹⁾

評定の機能を所轄事項から検索すると、(イ)所領に関する事項（主に寺社本所領）⁽⁹¹⁾ (ロ)軍議⁽⁹²⁾に要約できる。いずれも幕府の存立にかかわる最大問題といふべき事柄であり、最高議決機関たる所以である。戦略を評議した点は動乱期の幕府の守護に対する処し方の一端を示している。

前述した様に、師直が直義の所務沙汰権を制御し、かつ將軍の親衛隊長たる位置にあつたことに鑑みれば、師直が評定制度を、將軍権力を補強する装置へと導いたことも考えられるであろう。

三、高一族と室町幕府

以上の考察をもとにして、高一族が室町幕府体制に対して如何なる役割を果たしたかということ、執事制度の特質と幕府成立とのかかわりにおいて総括する。

開創期において室町幕府の権力及び官制体系が二元的現象を呈したことは周知の事実である。結論的に言えば、高氏に与えられた政治的使命は、直義の所務沙汰権・軍事指揮権を掣肘し、この二元的現象を將軍の支配権のもとに一元化するにあつたと考へる。

足利氏の根本被官高師直は幕府樹立とともに將軍家の執事となつたが、主家との家産的服屬關係は繼續し、その故に將軍に近接した位置から権力を主人のために行使しえた。鎌倉府執事斯波家長、石塔義房、奥州管領吉良貞家・畠山国氏、源義顕、細川顕氏等が將士のために安堵・恩賞要求を師直に挙申し、又夢窓疎石が崇壽寺のために彼に対し一札を入れ、かつ又、公家からも彼に書を送り、ともに幕府への執進と執事の肩入を依頼している事實は、政務系統において地方と幕府をつなぐ結節点に位置した執事の職制的性格を明示している。彼の一族師泰・師冬も又幕府の支配体制上、重要な位置を占め、師直と共に將軍権力の強化のために奔走した。將軍尊氏は高一族の滅亡を代償にして幕府権力の一元化を達成したといえよう。

師直に付せられた執事の特質は、一族を率い幕府の在立基盤を固める方向で燃焼しつくした点、その権力が將軍との私的關係の中で形成された点に求められよう。

貞和五年閏六月、幕府は一時的に執事師直を罷免し、越後將監高師世を執事に補した。⁽⁹³⁾この事實は執事の性格が未だ師直的なものにとどまっていたことを意味する。実に觀応擾亂は執事制度史上の一大転機でもあつた。

四、おわりに

高師直・足利直義の没後、幕府権力機構は一元化の方向をたどる。師直の後任に足利一門の仁木頼章が就く。更に細川清氏・斯波義將・細川頼之と続くにつれて、執事の権限内容も変化をみせる。結論的に言えば、直義の所務沙汰権は一旦將軍権力に包摂され、あらためて執事に委任されるのである。つまり將軍権力のわく内で執事は所務沙汰裁

許にかかわる側面が大きくなる。同時に執事は管領と職称を変える。管領は有力守護であるとともに、幕府の官僚的性格を強くもってくる。私自身は管領制度の成立を細川清氏の時期に考えている。それらのことは別稿に期したい。

註

- (1) この点に関説した主な論著として次のものがある。①佐藤進一氏「室町幕府開創期の官制体系」〔中世の法と国家〕昭和三五年三月・以下「官制」と略す②同氏「日本の歴史9 南北朝の動乱」昭和四〇年一〇月、③村尾元忠氏「室町幕府管領制度について」〔学習院史学〕七号 昭和四五年十一月④岡部周三氏「南北朝の虚像と実像」第三章第三節 昭和五〇年六月
- (2) 拙稿「室町幕府成立期における將軍権力の推移」〔九州史学〕58号 昭和五〇年一二月)
- (3) 渡辺世祐氏は「高階系図」・「上杉系図大概」に拠って、師直の妻が尊氏・直義の生母果証院上杉清子の妹であり、従って師直が兩人にとって季父に当ることを指摘されたが、このことは従来あまり注意されていない(渡辺氏「関東足利時代之研究」一三四頁)。
- (4) 『大日本史料』第六編之一、七五四頁
- (5) 『新撰日本古典文庫』3、六五頁
- 『建武年間記』は建武三年二月制定の窪所番文を載せる。しかし『梅松論』所載の構成員と符合するのは富部信連のみである。建武三年二月は尊氏の建武政権離叛以後であるから師直がこれに加わるはずはなく、両書の記載は同一時期のものではない。『梅松論』の記載は建武政権下の窪所の構成をあらわしているものとみてよい。
- (6) 「尊氏なしといふ詞を好みつかひける」〔本延宝梅松論〕・『新撰日本古典文庫』3、六六頁) という言葉に象徴される。
- (7) 同氏「日本の歴史9 南北朝の動乱」二二一―二二二頁
- (8) 『大日本史料』第六編之三、九四七頁
- (9) 「祇園社記統録第二」〔八坂神社記録〕下 五三三五頁)
- (10) 「郡司文書」〔日向国荘園史料〕(一) 九二二頁)
- (11) 「東文書」。奉書の形式をとっているが、書止は「所被仰下也、仍執達如件」となっている。通例の書止め様式からすれば変則的である。『大日本史料』の編者の言はこれに拠ったと思われる。
- (12) 「安保文書」(福岡市・竹中寿氏所蔵)
- (13) 岩田佐平氏所蔵文書
- (14) この説の根拠は、主に幕政の基幹をなす侍所・問注所・恩賞方・安堵方等の政治機関の設置と幕政の大綱を揭示した

「建武式目」の制定とにある。今一つ付言するならば、建武三年二月十五日阿波守・兵部少輔連署奉書（細川頼氏）「染谷文書」、同年四月一日同上（豫州松山旧記）、同年五月一日同上（菅生文書）、同年二月二十一日石塔義慶奉書（熊野早玉神社文書）、同年一〇月二日源長氏・藤原勝広連署奉書（南路志）の書止文言のうち、前三者が「依將軍家仰、下知如件」という関東下知状の形式を残し、又後二者が「依將軍家仰、執達如件」という関東御教書の形式を残している点に注目すべきである。建武三年の段階で幕府再興の氣運が熟していることを示している。

(15) 「松尾月讀社文書一」

(16) 桑山浩然氏「室町幕府の草創期における所領について」〔中世の窓〕12 昭和三八年四月）一九〜二〇頁参照

(17) 「公卿補任」・「足利官位記」

(18) 「武家年代記」

(19) 師直は③で三河権守を称し、又④で既に武藏守を称している。しかし他の史料に拠れば、建武五年五月頃までは武藏権守が正式官途であったことが知られる。

(20) 「小早川家文書」

(21) 盛時の師直はかかる場合、供奉人の筆頭にランクされるのが通例である。

(22) 管見の限り、師直の「武藏権守」の位置の所見は建武五年二月五日施行状案（山内首藤家文書）においてが最後で、同年五月一日感状（日根文書）より「武藏守」であられる。この間に転任が行われたのである。佐藤進一氏はすでにこの事を指摘されている（『室町幕府守護制度の研究』上・一三三頁）。

(23) 「官制」四六六〜四七一頁

(24) 「官制」四五四頁

(25) 「鎌倉幕府訴訟制度の研究」（昭和十八年四月）八二頁

(26) 「官制」四五四頁

(27) 「官制」四九一〜四九二頁

この点については疑点がある。まず直義敗走の観応二年八月一日以降、復活説の論拠史料の日付翌三年五月一日までの間において、引付奉書（東寺百合文書）の存在が知られる①正平七年二月二十五日陸奥守奉書（二通）②同七年二月（二通）日談岐守奉書同 ③同七年閏二月一六日前遠江守奉書（走湯山）④観応三年三月二十九日沙弥奉書（古簡）し、又佐藤氏が挙げられた史料所見は、足利義詮の急激な親裁権強化という事態を併考すれば、必ずしも引付方廃止説をもたらすものではないことからして、引付方は存続していたものと思われる。

(28) 「室町幕府守護制度の研究」上、一三二〜一三三頁

(29) 観応元年八月九日（安保文書）

高一族と室町幕府（森）

- (30) 貞和三年一〇月一九日（神宮文庫所藏山中文書）
- (31) 暦応四年八月七日（「離宮八幡宮文書」）
貞和二年五月一九日（「南狩遣文」）
観応元年一二月日（「賀茂別雷神社文書」）
- (32) 「足利直義の立場 その一」（「古文書研究」6号 昭和四八年一〇月）八頁
- (33) 管見に及んだ証判は、観応二年八月一八日中原氏等著到状（「広峰神社文書」）に加えた一例のみである。これは擾乱勃発後のものである。
- (34) 前掲拙稿参照。
- (35) 『日本の歴史』9 南北朝の動乱 二二三頁
- (36) 『園太暦』貞和三年一二月一八日条に「今夜戌刻武藏守師直発向河州、舎弟師泰於淀辺相待」（傍点筆者）とみえ、又「尊卑分脈」高階氏には「師泰越後守・侍所師直舎弟云々」とみえる。
- (37) 建武二年十一月六日足利尊氏侍所頭人等連署奉書写（「天野文書」）
- (38) 建武三年八月日尾張守高師泰禁制（「法隆寺文書」）。或いは権官のままですべて守を名のったこともありうる。
- (39) 管見の限り、師泰の越後守としての史料初見は、建武四年一二月五日引付頭人奉書（「金沢文庫古文書」）の宛所に
おいてであり、署判例としては建武五年四月二日禁制写（『満願寺文書』52号）である。
- (40) 『室町幕府守護制度の研究』上、一一・二二・八七・二七三頁
- (41) 「官制」四六四頁、羽下徳彦氏「室町幕府侍所頭人付、山城守護補任沿革考証稿」（「東洋大学紀要」文学部編第16集・昭和三六年一二月）七八頁
- (42) 足利尊氏侍所頭人等連署奉書写（「天野文書」）
鎌倉中入口内稻村崎警固事、一族相共可致嚴密之沙汰、若緩怠者、可被處罪科之状、依仰執達如件
建武二年十一月六日 散位（長押）
尾張権守（長押）
天野安芸七郎殿
- (43) 前掲拙稿参照
- (44) 『祇園執行日記』・『康富記』等々
- (45) 『園太暦』貞和五年一二月六日条
- (46) 直冬の行動については、瀬野精一郎氏「足利直冬」（『室町幕府その実力者たち』昭和四〇年七月）、川添昭二氏「九州

- における観応政変―足利直冬發給文書の考察を中心として―」（『九州史研究』昭和四三年六月）に詳しい。
- (47) 「官制」四六九頁
- (48) 『室町幕府守護制度の研究』上、一八〇―一九頁、二二頁
- (49) 「戦国大名の構力構造」（『歴史学研究』一六六号、昭和二八年一月）一頁
- (50) 正月二日高師泰書状、九月四日同（兩者共無年号）（『蒲神社文書』）
- (51) 「半濟制度の成立」（『史潮』五八号、昭和三二年四月）
- (52) 師泰が当該時期において河内国守護であったことは佐藤氏によって論証されている。（『室町幕府守護制度の研究』上、四―三頁）
- (53) 「尊卑分脈」高階氏・「高階系図」・「諸系図」・「太平記」卷29師冬自害事付諏方五郎事
- (54) 佐藤氏「室町幕府守護制度の研究」上、五九頁
- (55) 右同書 五九頁、六二頁、一三二頁
- (56) 「市河文書」による。
- (57) 師冬は関東下向以前、著到状・軍忠状証判六通（建武三年 三通、建武五年 三通）を残している。それらはすべて京都近辺での合戦にかかわるものであり、師泰の事例とは性格を異にする。
- (58) 『関東足利時代之研究』一三九頁
- (59) 「室町幕府守護制度の研究」上、一三三頁
- (60) 管見に及んだかかると文書の初見は、暦応二年六月一日師冬奉書（『安保文書』）である。従ってこの頃すでに師冬は鎌倉府執事として行政面にかかわっていたことが知られる。
- (61) ①「初期鎌倉府」小論（『文化』三三卷四号・昭和四四年三月） ②「鎌倉府覚書」（『歴史』四二号・昭和四七年四月）
- (62) 貞和三年七月二日足利義詮御判御教書（『上杉家文書』）
- (63) （興国二年）二月一八日北畠親房書状写（『松平 結城文書』）
- (64) 管見に及んだのは、暦応三年六月二日奉書（『長樂寺文書』）のみである。
- (65) 安保文書（横浜市立大学図書館蔵）
- (66) ①暦応三年五月一七日足利直義下知状（『田代文書』伊豆国狩野庄内田代郷以下の紛失安堵） ②貞和元年一月九日足利直義御教書（『円覚寺文書』相摸国山内庄秋庭郷内信濃村の安堵）
- (67) 註（59）・（63）参照
- (68) 康永三年二月日別府幸実軍忠状証判（『集古文書』）

- (69) 『師守記』同日条
- (70) 『集古文書』
- (71) 『祇園執行日記』
- (72) 『横浜市立大学紀要』第九・十号（昭和二十七年六月）
- (73) 『金沢文庫古文書』第七輯 五五二八号
- (74) 建武三年七月十八日足利尊氏御教書案（保坂潤治氏所藏文書）
- (75) 建武三年二月一日足利直義御教書案（『金沢文庫古文書』旧第一輯 一五一号）
- (76) 建武五年正月二四日足利尊氏下文（『大日本古書』島津家文書）一 六三号
- (77) 暦応元年二月一七日足利直義安堵御教書案（『金沢文庫古文書』第七輯 五五二八号）
- (78) 金沢文庫文書（『神奈川県史』資料編³）
- (79) 同右（同右二六〇頁）
- (80) 本文書は墨線をもって紙面を抹消されているが、内容的にみて用いるにたえる史料と思われる。
- (81) 藤枝文忠氏は（B）の書状の年代を湛睿の称名寺の実務へのかかわり方から考察し、暦応元年冬の頃のものと推定された（『室町初期信濃国統轄をめぐる京・鎌倉の対立』・『日本歴史』二六六号 昭和四五年七月）。高師冬の官途「参州」に着目すれば、この時期に「参州」の史料所見は管見の限りみられないのであるが、任官していた可能性はある。しかし、文脈からして、師冬の在鎌倉という条件を加えた方が妥当であるように思われる。
- (82) 「公方御奉書」とは尊氏の命を受けた執事師直か引付頭人の奉書であろう。現存文書中に相当する文書は見当らないが、暦応元年二月の直義御教書（註（77））の内容を引くものと思われる。又④にみえる「此御教書」も同内容のものであろう。
- (83) 金沢文庫文書（『神奈川県史』資料編³）二二二頁
- (84) 『金沢称名寺々領の研究』六六―六八頁
- (85) 伊藤氏前掲論文①、一〇六―一一頁
- (86) 日向国島津庄・国富庄内の師直領については山口隼正氏「前期室町幕府による日向国『領国』化」（『日本歴史』329号 昭和五〇年一〇月）参照
- (87) 追加法第一条（追加法の条数は『中世法制史料集』第二卷）
- (88) 『群書類従』第一八輯 雑部
- (89) 『官制』四八三頁
- (90) 以降の評定（始）の事例をも含めて考察すれば、評定の構成は①義詮（義満）、②執事（管領）、③奉行人層を不動

部分とし、これに有力守護が加わるシステムをとっていることがわかる。最も固定してくるのは②であり、官僚機構整備による安定した幕府運営が期された証左として注目される。

(91) 追加法第一条・二〇条

(92) 『園太暦』観応元年一月二十五日条、同二年八月六日条、同年十二月一日条

(93) 『建武三年以来記』貞和五年閏六月一日、同二〇日条

〔付記〕成稿後、大高重成に関する貴重な論文として、三浦孝太郎氏「高一族と足利氏の関係について——大高重成を中心にその一、その二——」『歴史研究』168・169号昭和五〇年一・二月）を知った。本稿では直接ふれえなかったが、記しておきたい。

（昭和五〇年一〇月三日稿畢）